

茨城県介護分野外国人留学生奨学金貸付支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生の修学期間中の支援を図り、当該留学生を将来雇用しようとする介護サービス事業者の負担を軽減するため、これに要する経費の一部について、予算の範囲内において補助するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号の別紙）及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 介護施設等

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受け介護事業を実施する施設又は事業所をいう。

(2) 介護サービス事業者

前号に定める介護施設等を設置する法人等をいう。

(3) 留学生

在留資格「留学」で来日し、介護福祉士養成施設在学学生及び介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学学生をいう。

(4) 介護福祉士養成施設

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号に規定される学校又は養成施設をいう。

(5) 日本語学校

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）により告示された日本語教育機関をいう。

(補助金交付の対象となる者)

第3条 この補助金の交付対象者は、茨城県内の介護施設等において将来留学生を雇用しようとする介護サービス事業者とする。

2 前項の規定は、自己又はその役員等が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

(1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者

(2) 前号に規定する者に対して資金等を提供し、又は便宜を供与している者

(3) 県税に滞納がある者

(補助金交付の対象となる事業)

第4条 この補助金の交付対象事業は、前条に定める者（以下「補助事業者」という。）が留学生に対して条件付き貸与又は給付する奨学金（以下「補助事業」という。）であって、将来、茨城県内の介護施設等において当該留学生を雇用する目的で行う事業とする。

2 前項における条件付き貸与とは、当該留学生が、将来、介護福祉士等として、茨城県内の介護施設等において5年以上従事すれば、返還を免除することをいい、「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」（平成30年3月法務省入国管理局）に基づき実施されるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 前条の奨学金のうち、この補助金の補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

- 2 前項に関わらず、介護福祉士養成施設又は日本語学校を退学した留学生（ただし、交付申請年度に日本語学校に在学し、一定の日本語能力があると認められ、翌年度に介護福祉士養成施設に進学する者は除く。）に係る当該退学した日の属する年度の経費については、補助対象経費から除外する。
- 3 当該留学生が、公費を財源とする補助事業（介護福祉士修学資金貸付事業を含む。）を活用し、かつその対象経費が本補助金と重複する場合には、その経費を対象から除外する。

(補助金交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付申請を行うときは、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別途通知する日までに知事に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付の決定をするものとし、補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第8条 この補助金の交付には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合（次条に規定する軽微な変更を除く。）には、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が年度内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助対象の留学生が介護福祉士養成施設を卒業後、茨城県内の介護施設等において5年以上就業させること。なお、補助事業者は、卒業後毎年度末の在職状況について、卒業後5年を経過するまでの間、知事に報告すること。
- (5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、当該補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(軽微な変更)

第9条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外とする。

- (1) 事業の内容を変更し、又は廃止すること。
- (2) 支出額を増額すること。
- (3) 支出項目を変更すること。

(状況報告)

第10条 知事は、補助事業の遂行の状況に関し、必要があると認めるときは、規則第21条に定める調査等を実施する。なお、補助事業者は、調査に協力しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、交付決定に係る補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日

までに、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適切であると認められるときは、当該補助事業に係る補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付決定の取消し及び返還）

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の額の確定の有無に関わらず、それまでに当該補助事業者に対して交付決定した本補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が第3条第2項の規定に該当することが判明したとき
 - (2) 日本語学校に在学する留学生が本補助金の交付申請年度の翌年度（留年となった場合は翌々年度）に介護福祉士養成施設に入学できなかったとき
 - (3) 介護福祉士養成施設に在学する留学生が介護福祉士養成施設を卒業できなかったとき
 - (4) 留学生が介護福祉士養成施設卒業後に茨城県内の介護施設等において5年間就業できなかったとき
 - (5) 補助事業者が第8条各号の規定に反したとき
 - (6) その他、補助事業者が補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したとき
- 2 前項第2号、第3号及び第4号に係る違反については、留学生本人の死亡や心身の故障などやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。
- 3 知事は、同条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、返還させるものとする。ただし、茨城県内の介護施設等において業務に従事した場合には、交付済額に就業期間（月数）を乗じ60（月数）で除した額について、返還は不要とする。この場合、1,000円未満は切り上げるものとする。
- 4 前項により補助金の返還を指示された補助事業者は、これを納期日までに納付しなかったときは、規則第18条第1項に規定する割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

附則

この要綱は、令和6年12月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

区分	補助対象経費	基準額（上限額）	補助率	対象年度
日本語学校	学費	年額600千円	基準額の 1／3	介護福祉士養成 施設入学前年度
	居住費等の 生活費(※)	年額360千円	同上	同上
介護福祉士 養成施設	居住費等の 生活費(※)	年額360千円	同上	在学中の年度

※ 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。

なお、補助事業者が基準額（上限額）を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下①及び②のとおり基準額の加算を行う。

① 年額240千円までの加算

② 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月額50千円までの加算